

E U 法

(European Union Law)

1・2 学期 集中

授業時間：75 分×10 回

単位数：1 単位

履修年次：2 年次

担当教員：Lenz, K. F.

研究室：

授業の到達目標：

この科目の目標は、2009 年 12 月発効のリスボン条約で大幅に改正された欧州連合（EU）法に関する概説である。また、EU 法の最近の動きを紹介・議論することを通して、新しい問題に関する討論能力を養成することも目標の一つである。

授業概要：

第 1 章（第 1 回から第 7 回）「EU 法と国内法」は、国内法の各分野（憲法、私法、刑法の順）から EU 法を説明する。憲法・民法などは日本法科目でもあるため、馴染みやすい。

第 2 章（第 8 回から第 10 回）「EU 運営方法条約の最も重要な条文」は、EU 法の各領域を扱う。その際、実務における最も重要なところを集中的に説明する。輸入数量制限禁止、EU 裁判所の地位などの問題を扱う。

評価方法：

学期末試験および授業での受講者発言（インターネット経由のものおよび○×問題に対する答えを含めて）を評価対象とする。

教科書・参考書：

教科書は使用しない。必要な情報はプリントで提供し、更に、関連インターネットページを積極的に活用する。

授業計画：

回	テーマ	内容
1	EU 法の体系。	EU と EC の関係、リスボン条約、一次法と二次法。
2	EU 法と国内法の関係。	EU 法の国内法に対する優劣問題に関する判例。
3	立法手続きと民主主義。	EU の機関、立法手続き、民法主義。
4	消費者保護法。	製造物責任、訪問販売、普通契約約款。
5	会社法。	情報公開、欧州株式会社、国際会計基準。
6	経済刑法。	独占禁止法における過料処分。
7	知的財産法。	特許、商標、著作権。
8	国境を越える貿易の自由。	EU 運営条約 34 条に関する通常事例と判例。

- | | | |
|----|------------|---------------------------|
| 9 | E U裁判所の地位。 | E U運営条約 267 条に関する通常事例と判例。 |
| 10 | 指令、規則と決定。 | E U運営条約 288 条に関する通常事例と判例。 |